

平成 17 年 7 月 13 日

正会員代表者 各 位
(写 各地区事業所)

社団法人 日本添乗サービス協会
専務理事 三 橋 滋 子

「派遣社員に関する個人情報取扱確認書(モデル案)」配布について

平素は協会の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年 4 月より施行されました個人情報保護法によりお客様の個人情報については各派遣先旅行会社との守秘義務契約や覚書により厳に管理をされているかと思いますが、派遣先に派遣される添乗員自身の個人情報の管理に対しては認識が低いと言わざるを得ず、派遣先事務所内に添乗員の個人の携帯電話番号が掲示されていたり、お客様からの問い合わせに対し添乗員個人の連絡先を教えてしまうなど、場合によってはセクシャルハラスメントやストーカー行為などにつながり、添乗員自身に被害が及ぶことも報告されています。

このことから添乗業務改善委員会において、添乗員の個人情報の管理について派遣元と派遣先旅行会社が契約を交わし、派遣先における添乗員の個人情報の管理について認識を深めることが添乗員の保護に繋がると考え、個人情報管理に関する契約モデル案を現在 TCSA 会員会社にて施行されているものを参考に検討し、会員各位へ配布することとしました。

協会としては、会員各位において趣旨を充分ご理解の上、本モデル案に沿って派遣先との契約を積極的に進めていただくことで、派遣添乗員の個人情報が保護されることを期待いたします。

なお、契約締結に際し、モデル案の文言の追加、訂正は差し支えございません。

以上

派遣社員に関する個人情報取扱確認書（モデル案）

株式会社（以下、「甲」という）と株式会社（以下、「乙」という）は、乙から甲へ派遣する乙社員に関する個人情報の取り扱いについて次の通り定め、確認する。

（個人情報の定義）

1. 本人確認書における「個人情報」とは、乙は甲に派遣する乙社員に関する情報で、氏名・生年月日、その他記述等により特定の個人識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。

（個人情報の通知）

2. 乙は、派遣契約に基づく業務を行う為に必要な範囲で、乙が所有する派遣社員の個人情報を甲に通知する。

（甲の遵守事項）

3. 甲は、乙から通知された乙社員の個人情報を派遣契約に基づく業務に必要な範囲内で使用する。

甲は、当該業務の範囲を超えて当該個人情報を加工・利用・複写・複製利用を行わない。

甲は、当該業務の範囲内で第三者に当該個人情報を委託する場合は、乙に事前に了承を得ることとする。

甲は、前条により通知された個人情報を、善良な管理者若しくはそれと同等の注意をもって管理するとともに、外部に遺漏し又は外部から盗取されることのないよう、必要な措置を取ることとする。

甲は、万一個人情報の外部への遺漏があったときには、速やかに乙に報告するとともに、乙の指示に従って損害・被害の拡大防止に必要な措置を取らなければならない。

甲は、乙派遣社員から直接個人情報を取得しない。

甲は、派遣契約終了後、派遣管理台帳を除き乙派遣社員の個人情報を速やかに外部に遺漏しない方法によって破棄する。但し、派遣契約終了後に乙派遣社員を直接雇用する場合はこの限りでない。

20 年 月 日

甲 住 所

会社名

代表社名

印

乙 住 所

会社名

代表社名

印